

報告第8号

令和6年度福津市学校給食共同調理場場長の罷免及び任命について

福津市第1学校給食共同調理場及び福津市第2学校給食共同調理場の場長を罷免及び任命することについて、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第7条第1項第1号の規定に基づき令和6年4月30日に別紙のとおり教育長職務代理者により専決したので、同条第2項の規定に基づき報告する。

令和6年5月30日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 青 木 一 乗

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄）

（教育長の専決）

第7条 教育長は、第2条各号に規定するもののうち、次に掲げる事項について専決（特定の事案の決定を常時教育委員会の名において行うことをいう。）をすることができる。

（1） 第2条第4号に掲げるもののうち、事務局職員（任期付き採用職員を含む。）の任命その他の人事（懲戒を除く。）に関すること。

2 教育長は、前項の規定により専決した事務のうち、特に必要と認めるものについて教育委員会に報告しなければならない。

○福津市学校給食共同調理場条例（抄）

（職員）

第3条 共同調理場に、場長その他必要な職員を置くことができる。

福津市第1学校給食共同調理場場長

	氏 名	罷免日・任命日	備 考
罷免	田沼 悟志	令和6年4月30日	
任命	石津 輝昭	令和6年5月1日	福津市学校教育課長

※ 任期 令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

福津市第2学校給食共同調理場場長

	氏 名	罷免日・任命日	備 考
罷免	田沼 悟志	令和6年4月30日	
任命	石津 輝昭	令和6年5月1日	福津市学校教育課長

※ 任期 令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

報告第9号

福津市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び委嘱について臨時代理した件の承認について

福津市いじめ問題対策連絡協議会等条例第2条の規定に基づき設置された福津市いじめ問題対策連絡協議会委員のうち、5名の委員から辞退の申し出があったことに伴い、これらの委員を解嘱し、後任の委員を委嘱する必要がある、特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和6年5月1日教育長職務代理者により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和6年5月30日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 青 木 一 乗

参 考

○福津市いじめ問題対策連絡協議会等条例（抄）

（組織）

第4条 連絡協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる機関に所属する職員その他福津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1） 福津市立学校
- （2） 教育委員会事務局
- （3） 福岡県児童相談所
- （4） 福岡法務局
- （5） 福岡県宗像警察署

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

臨時代理書

福津市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び委嘱について、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和6年5月1日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 青 木 一 乗

臨時代理の内容

福津市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び委嘱について
(別紙のとおり)

理 由

福津市いじめ問題対策連絡協議会等条例第2条の規定に基づき設置された福津市いじめ問題対策連絡協議会委員のうち、5名の委員から辞退の申し出があったことに伴い、これらの委員を解嘱し、後任の委員を委嘱する必要がある。

これが、臨時に代理する理由である。

報告第10号

令和6年度福津市学校運営協議会委員の任命決定の取消しについて て臨時代理した件の承認について

福津市学校運営協議会規則（平成18年福津市教育委員会規則第8号）第5条の規定に基づき令和6年4月25日に任命決定した委員1名から就任辞退の申し出があったことに伴い、この者に係る決定を取り消す必要が生じた。特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和6年4月30日教育長職務代理者により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和6年5月30日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 青 木 一 乗

参 考

○福津市学校運営協議会規則（抄）

（設置）

第4条 福津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校ごとに協議会を設置する。

（委員の任命等）

第5条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- （1） 対象学校の所在する地域の住民
- （2） 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- （3） 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- （4） 対象学校の校長
- （5） 学識経験者

(6) 関係行政機関の職員

(7) その他教育委員会が必要と認める者

- 2 委員は特別職の地方公務員の身分を有する。
- 3 委員の定数は、各協議会につき15人以内で、教育委員会が対象学校の校長と協議して定める。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の3未満であってはならない。
- 4 対象学校の校長は、第1項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

臨時代理書

令和6年度福津市学校運営協議会委員の任命取消について、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和6年4月30日

福津市教育委員会

教育長職務代理者 青木 一 乗

臨時代理の内容

令和6年度福津市学校運営協議会委員の任命取消について

・任命を取消す者

学校名	選出	区分	氏 名	フリガナ	団体名	職名
神興小学校	6号	行政機関の職員	田沼 悟志	タヌマ サトシ	福津市教育委員会	学校教育課長

・取消日 令和6年4月30日

・理由 本人から就任辞退の申し出があった為

報告第 1 1 号

令和 6 年度福津市学校運営協議会委員の任命について臨時代理した件の承認について

福津市学校運営協議会規則第 4 条及び第 5 条の規定に基づき、令和 6 年度学校運営協議会委員を任命することについて、特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、福津市教育委員会事務委任規則（平成 1 7 年福津市教育委員会規則第 7 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 5 月 1 日教育長職務代理者により臨時に代理したので、同条第 2 項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和 6 年 5 月 3 0 日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 青 木 一 乗

参 考

○福津市学校運営協議会規則（抄）

（設置）

第 4 条 福津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校ごとに協議会を設置する。

（委員の任命等）

第 5 条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- （1） 対象学校の所在する地域の住民
- （2） 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- （3） 社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）第 9 条の 7 第 1 項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- （4） 対象学校の校長
- （5） 学識経験者
- （6） 関係行政機関の職員

(7) その他教育委員会が必要と認める者

- 2 委員は特別職の地方公務員の身分を有する。
- 3 委員の定数は、各協議会につき15人以内で、教育委員会が対象学校の校長と協議して定める。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の3未満であってはならない。
- 4 対象学校の校長は、第1項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

臨時代理書

令和6年度福津市学校運営協議会委員の任命について、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和6年5月1日

福津市教育委員会

教育長職務代理者 青 木 一 乗

臨時代理の内容

令和6年度福津市学校運営協議会委員の任命について

・任命する者

学校名	選出	区分	氏 名	フリガナ	団体名	職名
神興小学校	6号	行政機関の職員	長友 伸二	ナガトモ シンジ	福津市教育委員会	図書館長
津屋崎中学校	1号	地域住民	秦 良江	ハタ ヨシエ	津屋崎地域郷づくり協議会	
津屋崎中学校	1号	地域住民	石津 清弘	イシヅ キヨヒロ		

・任命期間 令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

理由

福津市学校運営協議会規則（平成18年福津市教育委員会規則第8号）第5条の規定に基づき学校運営協議会委員に任命する。

これが、臨時に代理する理由である。

報告第12号

令和6年第3回福津市議会臨時会への上程議案のうち教育予算に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和6年第3回福津市議会臨時会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行うことについて、特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和6年5月2日教育長職務代理者により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和6年5月30日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 青 木 一 乗

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄）

（臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

臨時代理書

令和6年第3回福津市議会臨時会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和6年 5月 2日

福津市教育委員会

教育長職務代理者 青 木 一 乗

臨時代理の内容

令和6年第3回福津市議会臨時会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、異議のない旨回答する。

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和6年第3回福津市議会臨時会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行う必要がある。

これが、臨時に代理する理由である。

6 福教総 第 1 0 2 号

令和 6 年 5 月 2 日

福津市長 原崎 智仁 様

福津市教育委員会

教育長職務代理者 青木 一乗



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づく
意見について（回答）

令和 6 年 5 月 1 日付 6 福総第 1 1 6 号文書で照会のありました、令和 6 年第
3 回福津市議会臨時会に提出が予定されている下記の議案につきましては、異
議がない旨を回答いたします。

記

- ・ 令和 6 年度福津市一般会計補正予算（第 2 号）について



6 福総第 1 1 6 号
令和 6 年 5 月 1 日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 青木 一乗 様

福津市長 原崎 智仁



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づく
意見の照会について

令和 6 年第 3 回福津市議会臨時会に提出を予定している下記議案について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、意見を求め
ます。

記

- ・ 令和 6 年度福津市一般会計補正予算（第 2 号）について

報告第13号

令和6年福津市議会6月定例会への上程議案のうち教育予算に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和6年5月17日に令和6年福津市議会6月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行うことについて、特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和6年5月2日教育長職務代理者により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和6年5月30日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 青 木 一 乗

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄）

（臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

臨時代理書

令和6年福津市議会6月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和6年5月21日

福津市教育委員会

教育長職務代理者 青 木 一 乗

臨時代理の内容

令和6年福津市議会6月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、異議のない旨回答する。

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和6年福津市議会6月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行う必要がある。

これが、臨時に代理する理由である。

6 福教総 第 1 3 1 号

令和 6 年 5 月 2 1 日

福津市長 原崎 智仁 様

福津市教育委員会

教育長職務代理者 青木 一乗



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づく
意見について（回答）

令和 6 年 5 月 1 7 日付 6 福総第 1 8 5 号文書で照会のありました、令和 6 年
第 4 回福津市議会 6 月定例会に提出が予定されている下記の議案につきまして
は、異議がない旨を回答いたします。

記

- ・ 令和 6 年度福津市一般会計補正予算（第 3 号）について



6 福総第 1 8 5 号
令和 6 年 5 月 1 7 日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 青木 一乗 様

福津市長 原崎 智仁



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づく
意見の照会について

令和 6 年第 4 回福津市議会 6 月定例会に提出を予定している下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、意見を求めます。

記

- ・ 令和 6 年度福津市一般会計補正予算（第 3 号）について

報告第14号

福津市中央公民館の機能の再定義・再配置に係る諮問について

第3次福津市行財政改革大綱における中央公民館の機能の再定義・再配置について、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第5条第1号の規定に基づき、重要な事項の処理の経過に該当するため、福津市公民館運営審議会へ別紙のとおり諮問することを報告する。

令和6年5月30日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 青 木 一 乗

参 考

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

○福津市教育委員会事務委任規則（抄）

（委任事務の報告等）

第5条 教育長は、第2条の規定により委任された事務のうち、次に掲げる事項について教育委員会に報告しなければならない。

（1）重要な事項の処理の経過及び結果に関すること。

○社会教育法（抄）

（公民館運営審議会）

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

○福津市公民館条例（抄）

（公民館運営審議会）

第5条 法第29条第1項の規定に基づき、公民館に福津市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(案)

6 福公第 号
令和 6 年 月 日

福津市公民館運営審議会会長 殿

福津市中央公民館長 徳永 理恵

福津市中央公民館の機能の再定義・再配置について（諮問）

このことについて、下記のとおり、貴審議会に諮問します。

記

1. 諮問事項

中央公民館の機能の再定義・再配置について

次の事項について、貴審議会の意見を求めたく、諮問します。

- (1) 第3次福津市行財政改革大綱において、中央公民館の機能の再定義・再配置を行うこととしており、市の施設におけるホール機能を福津市複合文化センターに一本化することとしています。

つきましては、中央公民館の機能の再定義・再配置について、意見を求めます。

議案第 30 号

福津市教育支援委員会委員の委嘱について

福津市教育支援委員会委員を別紙のとおり委嘱する。

令和 6 年 5 月 30 日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 青 木 一 乗

理 由

令和 6 年度の福津市教育支援委員会を開催するにあたり、福津市教育支援委員会規則（平成 17 年福津市教育委員会規則第 39 号）第 3 条の規定により、委員を委嘱する。

これが、この議案を提出する理由である。

参 考

○福津市教育支援委員会規則（抄）

（組織）

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから福津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する 23 人以内の委員で組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、原則として委員の総数の 10 分の 3 未満であってはならない。

- （1）学識経験者
- （2）市立学校の学校医代表
- （3）市立学校の校長
- （4）市立学校特別支援学級の担任教員代表
- （5）その他教育委員会が必要と認める者

令和6年度 福津市教育支援委員会 委員
任期: 令和6年6月1日～令和7年3月31日

番号	氏名	性別	備考
1	サカキ ケイ ジ ニ 阪 木 啓 二	男	学識経験者 (九州産業大学准教授)
2	イワサキ ケイ ヨ 子 岩 崎 圭 子	女	学識経験者 (古賀特別支援学校教諭)
3	セグチ ヒロ ユ キ 瀬 口 裕 幸	男	学識経験者 (古賀特別支援学校主幹教諭)
4	ヤマ ネ ヒロ タカ 敬 山 根 弘 敬	男	学識経験者 (社会福祉法人玄洋会相談支援専門員)
5	カモ シタ ケン イチ 一 鴨 下 賢 一	男	学識経験者 (リハビリ発達支援ルームかもん管理者)
6	フクザワ エ ミ 美 福 澤 絵 美	女	学識経験者 (のびのび発達支援センター)
7	マツ ナガ シン ジ ニ 松 永 伸 二	男	学校医代表 (まつなが小児科医院院長)
8	コノ シマ ユ ミ 美 児 島 由 美	女	福津市立学校長 (神興小学校)
9	コンドウ ヒロ ミ 美 近 藤 浩 美	女	福津市立学校長 (上西郷小学校)
10	ヤスノウチ ユ ミ 美 安河内 友 美	女	福津市立学校長 (福間小学校)
11	マトバ タカ ユ キ 的 場 隆 幸	男	福津市立学校長 (神興東小学校)
12	タカキ ヨウイチロウ 高 木 陽一郎	男	福津市立学校長 (福間南小学校)
13	ニシ タケ ノブ 信 西 田 剛 信	男	福津市立学校長 (津屋崎小学校)
14	ハラ シリ トシ ヒロ 広 原 尻 敏 広	男	福津市立学校長 (勝浦小学校)
15	シミズ アキラ 清 水 光 朗	男	福津市立学校長 (福間中学校)
16	クニ ヒロ シン ヤ 弥 國 廣 信 弥	男	福津市立学校長 (福間東中学校)
17	シラ ツチ シン ジロウ 白 土 真二郎	男	福津市立学校長 (津屋崎中学校)
18	オノ ミ ユウ 優 小 野 美 優	女	特別支援学級担任教員代表 (福間東中学校)
19	カワ グチ サエ ヨ 子 川 口 佐恵子	女	福津市立学校教頭 (福間南小学校)
20	スナダ ユ キ 紀 砂 田 友 紀	女	特別支援コーディネーター (福間小学校特別支援コーディネーター)
21	モリ ナガ ユウ ヨ 子 盛 永 優 子	女	特別支援コーディネーター (上西郷小学校特別支援コーディネーター)
22	メグミ ハル ミ 美 恵 治 美	女	通級指導教室 (神興小学校通級指導教室)

令和6年度 教育委員会スケジュール

5月30日	木	令和6年福津市教育委員会第5回定例会	9:30	別館1階大ホールAB	○	○
6月の教育委員会定例会は6月27日(木)の予定です。宜しく願います。						

R6.6.1 ~ 6.30

月日	曜	事 項	時間	場所	委員	教育長
6月1日	土	津屋崎小学校運動会	8:30	津屋崎小学校		
6月3日	月	【議会】本会・予算審査特別委員会(説明)	9:30	議場/特別委員会室		○
6月4日	火	【議会】一般質問①	9:30	議場/特別委員会室		○
6月5日	水	【議会】一般質問②	9:30	議場/特別委員会室		○
		幼稚園・こども園 PTA連絡協議会	13:00	神興幼稚園		石津部長
6月6日	木	グランドデザイン説明会	13:00	カメラアステージ	○	青木委員
6月7日	金	【議会】一般質問③	9:30	議場		○
6月10日	月	【議会】一般質問④	9:30	議場		○
6月14日	金	庁議	16:00	庁議室		○
6月17日	月	【議会】予算審査特別委員会(補正質疑)	9:30	特別委員会室		○
		管内教育長会議	14:00	(オンライン)		石津部長
6月19日	水	【議会】本会	9:30	議場		○
6月24日	月	庁議	9:00	庁議室		○
6月27日	木	令和6年福津市教育委員会第6回定例会	9:30	別館1階大ホールAB	○	○
		【文科省主催】全国市町村教育委員会研究協議会	13:30	(オンライン)	田中委員 村井委員	

7月の教育委員会定例会は7月25日(木)の予定です。宜しくお願いします。